

内閣府設置法（抄） （規制のサンドボックス制度等）

令和3年6月16日現在

作成：内閣官房

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

※産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行による改正後

（所掌事務）

第四条（略）

2（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十四の五（略）

五十四の六 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務

（設置）

第三十七条（略）

2（略）

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（略）	（略）
退職手当審査会	国家公務員退職手当法
新技術等効果評価委員会	産業競争力強化法
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法